

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

民事裁判のIT化

民事裁判の提訴から判決までの手続きをIT化する民事訴訟法の改正が成立。訴状のオンライン提出や、口頭弁論におけるウェブ会議の活用などを段階的に実施する。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

5/30(月) 大安	旧暦5月1日
31(火) 赤口	世界禁煙デー、3月決算法人の確定申告ほか
6/ 1(水) 先勝	気象記念日
2(木) 友引	英女王即位70年記念式典
3(金) 先負	
4(土) 仏滅	歯と口の健康週間
5(日) 大安	世界環境デー

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
5/23(月)	27,002 △263	127.58 △0.34
24(火)	26,748 ▼254	127.27 △0.31
25(水)	26,678 ▼70	127.11 △0.16
26(木)	26,605 ▼73	126.59 △0.52
27(金)	26,782 △177	127.13 ▼0.54

ふるさと納税を行った方は住民税の確認を

住民税決定通知書が届く時期になりました。昨年中にふるさと納税を行った方などは、住民税から控除されているかを確認しましょう。

◆ 住民税の税額控除額を確認

ふるさと納税は、自治体に対する寄附金額のうち2千円を超える金額が、原則として所得税と個人住民税から全額控除される制度です（全額控除される寄附金額には、年収や家族構成等に応じた一定の上限額があります）。

控除を受けるには原則、確定申告が必要ですが、確定申告が不要な給与所得者等で、その年の寄附先の自治体が5団体以内の方は確定申告を行わずに控除が受けられる「ワンストップ特例制度」を利用できます。なお、ワンストップ特例を適用した方は所得税からの控除は行われず、所得税控除分を含めた全額を住民税から控除されます。

昨年中にふるさと納税を行い、確定申告又はワンストップ特例を適用した方は今年度の住民税が減額される形で控除されますので、住民税決定通知書に記載された税額控除額を確認します。

◆ 自治体からの返礼品は一時所得に該当

ふるさと納税は、実質2千円の負担で寄附先の特産品を返礼品として受け取ることで、利用者が年々増加していますが、寄附を行った方が受け取る返礼品は一時所得に該当します。

一時所得には、返礼品のほかに生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金等、懸賞の賞金品などが該当し、これらの一時所得の金額が年間50万円を超える場合、超えた額の1/2が課税対象となり、その年の総所得金額に算入されます。

■この記事の詳細は、情報BOX201520

令和4年度の労働保険の年度更新は

今年度の労働保険（雇用・労災保険）の年度更新期間は、6月1日から7月11日までとなります。

労働保険は毎年、既に納付した前年度の保険料を確定した賃金総額に基づき精算するとともに、賃金総額の見込み額で算定した今年度の概算保険料について、申告・納付を行う手続きが必要となり、この手続きを「年度更新」といいます。

今年度の雇用保険料率は年度途中に変更されるため、概算保険料（雇用保険分）を上期（4月～9月）と下期（10月～3月）に分けて算出する必要がありますので、注意しましょう。なお、申告書の提出は郵送又は電子申請で行えます（資本金1億円超の法人等は電子申請が義務）。

★★★ 6月のチェックポイント ★★★

※6月支給の給与から、新年度個人住民税の特別徴収が始まるので、各社員の住所地から通知された税額を賃金台帳に記入し徴収に備えます。

※労働保険の「年度更新手続き」は6月1日から7月11日です。また、健康保険・厚生年金の「算定基礎届」の提出期限も7月11日なので早めに準備します。

※6月は全国安全週間（7月1日～7日）の準備月間です。今年のスローガンは「安全は 急がずあせらず怠らず」です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

ふるさと納税を行った場合の手続等

◆ふるさと納税の概要

ふるさと納税は、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（ワンストップ特例を利用した場合は、所得税からの控除は行われず、その分も含めた控除額の全額を住民税から控除）。

寄附額のうち2,000円を除いた全額が所得税と住民税から控除される、ふるさと納税額の年間上限は、ふるさと納税を行った方の収入や家族構成、医療費控除や住宅ローン控除等の他の控除などにより異なりますので、ふるさと納税ポータルサイトや、ふるさと納税仲介サイトなどに用意されている上限額の目安一覧やシミュレーション（計算）を参考にします。

【控除額の計算方法】

①所得税の控除額 = (ふるさと納税額 - 2千円) × 所得税の税率

※控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の40%が上限。

②住民税の控除額（基本分） = (ふるさと納税額 - 2千円) × 10%

※控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の30%が上限

③住民税の控除額（特例分） = (ふるさと納税額 - 2千円) × (100% - 10%（基本分） - 所得税の税率)

※上記①及び②により控除できなかった額を③により全額控除（住民税所得割額の20%を限度）。

◆控除を受けるための手続等

ふるさと納税の申込みは、いつでも行うことができますが、税金の控除については、1月～12月の年単位で取り扱われます。

ふるさと納税として寄附された金額について控除を受けるためには原則、確定申告をする必要があります。ただし、確定申告が不要な給与所得者の方については、ふるさと納税先の自治体が5団体以内の場合に限り、確定申告をしなくても控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が利用できます。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告をする方（医療費控除や雑損控除等のために確定申告をする方などを含む）は、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めて確定申告をする必要があります。

また、ワンストップ特例の申請をした方が、誤って寄附金控除の適用を受けずに確定申告をした場合は、更正の請求により寄附金控除の適用を受けることができます。

◎ふるさと納税の流れ

【確定申告を行う場合】

1. 選んだ自治体にふるさと納税を行うと、確定申告に必要な寄附を証明する書類（受領書）が発行されますので、大切に保管します。

2. ふるさと納税を行った翌年に所轄税務署で確定申告を行います。確定申告を行う際には、寄附を証明する書類（受領書）を添付します。

3. ふるさと納税を行った年の所得税から控除（還付）されます。

4. 上記3に加えて、ふるさと納税を行った翌年度分の住民税が減額される形で控除されます。

【ふるさと納税ワンストップ特例を適用する場合】

1. ふるさと納税を行った自治体に、ふるさと納税ワンストップ特例の申請書等を提出※します。

※申請書の提出はふるさと納税を行った翌年の1月10日（必着）が期限です。

2. 所得税からの控除は行われず、その分も含めた控除額の全額が、ふるさと納税を行った翌年度の住民税の減額という形で控除されます。

◆ふるさと納税を支出した者が地方公共団体から返礼品を受けた場合の課税関係

ふるさと納税をした寄附者が寄附先の自治体から謝礼として返礼品を受けた場合の経済的利益は、一時所得に該当します。一時所得は年間50万円を超える場合に、超えた額について課税対象となり、その金額の1/2を給与所得などの他の所得の金額と合計して総所得金額を算出します。

なお、一時所得には懸賞や福引きの賞金品、生命保険の一時金や損害保険の満期払戻金なども該当します。

【一時所得の計算方法】

一時所得に係る総収入金額 - 収入を得るために支出した金額※ - 特別控除額50万円

※寄附金として支出した金額は含まれません。